事務連絡

令和７年６月３日

都道府県

市区町村

各 　　　　　障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和７年度被害者保護増進等事業費補助金（社会復帰促進事業）に係る自立訓練事業所の選定について

（周知）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省においては、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業（モデル事業）を実施しております。

今般、令和７年度社会復帰促進事業（モデル事業）を実施する自立訓練事業所を９カ所選定したとの連絡があったことから、関係各位への周知に御協力をお願いいたします。

【周知先】

○高次脳機能障害を有する者の相談支援を実施する者

○病院・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援等のサービスを実施する事業所等

なお、社会復帰促進事業に関するご質問については、以下のお問い合わせ先まで、e-mail又は電話にて受け付けておりますので、この点も併せて周知をお願いいたします。

|  |
| --- |
| ■お問合せ先  物流・自動車局保障制度参事官室  担当 森、渡邉  電話：03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通) |

事務連絡

令和７年６月３日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　御中

国土交通省自動車局保障制度参事官室

令和７年度自動車事故対策費補助金（社会復帰促進事業）に係る自立訓練事業所の選定について

（周知依頼）

平素より、国土交通行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しております。

自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会の帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施しており、今般、当該事業を実施する自立訓練事業所を９カ所選定いたしました。

つきましては、地方自治体に選定した９カ所の自立訓練事業所について周知いただき、高次脳機能障害を有する者の相談支援を実施する者、病院、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援等のサービスを実施する事業所等へのご案内・周知にご協力をお願い申し上げます。

記

1. 送付資料

報道発表資料

２．お問合せ先

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室（担当：森、渡邉）

電話：03-5253-8111(内線：41418)　03-5253-8580(直通)

e-mail：hqt-hosyohojo！gxb.mlit.go.jp（！を＠に置き換えてください）